

山口県医療機能情報報告 調査票記入の手引き

令和5年度版

【目次】	
1 連絡担当者	1
2 基本情報	1
3 医療機関へのアクセス	4
4 医療機関内サービス・アメニティ	6
5 費用負担等	8
6 診療内容、提供保健・医療・介護サービス	13
7 医療の実績、結果に関する事項	29
(別紙1) 常勤医師等の取扱いについて	33

※ 医療機関ごとに、構成や項目名、回答が必要な項目が異なります。項目名に続けて報告対象の医療機関区分を記載していますので、回答にあたっては、医療機関区分と内容をご確認ください。

…【病院 ⇒ 病、診療所 ⇒ 診、歯科診療所 ⇒ 歯、助産所 ⇒ 助】

1 連絡担当者

◇ 連絡担当者 …【病、診、歯、助】

連絡担当者の項目に記入された情報は、報告書の記入内容を確認する場合などにおいて利用するもので、一般に公表は行いません。

また、ご記入いただいた情報については、適切に管理し、この目的以外には使用しません。

● 記入日

報告書の最終記入日を記入してください。

● 記入者氏名及び記入者フリガナ

ご担当者の氏名を記入してください。

● 役職名及び所属

ご担当者の役職名及び所属を記入してください。(特に定めがなければ省略されてかまいません。)

● 連絡先電話番号及び内線

連絡先の電話番号を記入してください。また、内線があれば内線番号を記入してください。

● 連絡先ファクシミリ番号

連絡先のFAX番号を記入してください。

● 電子メールアドレス

電子メールでの対応ができる場合は、貴所で管理されている電子メールアドレスを記入してください。ただし、携帯電話のメールアドレスは記入しないでください。

● 外来区分

一般の方向けの外来を行う場合には「1：一般」を記入してください。

「9：その他一般外来を行わない」を記入した場合、システムの住民・患者向け機能には表示されず、検索結果として表示されることはありません。

2 基本情報

◇ 医療機関の名称 …【病、診、歯、助】

● 正式名称及びフリガナ

開設許可証と同じ正式な名称を記載してください。

(例) イリョウハウジン ○○カイ ○○ビョウイン
医療法人 ○○会 ○○病院

● 略称及びフリガナ

外部に対して簡略化して使用されている名称で、組織名称等を除いた名称を記入してください。

● **英語表記（ローマ字表記）**

各語の1文字目は大文字で、2文字目以降は小文字で記入してください。

各語の間は空白1文字を空けてください。

(例) Marumaru Hospitl (英語表記)

Marumaru Byoin (ローマ字表記)

● **携帯電話案内用略称**

外部に対して簡略化して使用されている名称で、組織名称等を除いた名称を記入してください。

◇ **医療機関の開設者 …【病、診、歯、助】**

● **開設者名及びフリガナ**

団体の場合、団体の正式名称を記入してください。

● **開設者種別**

該当する開設者種別番号を選択して記入してください。

◇ **医療機関の管理者 …【病、診、歯、助】**

● **管理者名及びフリガナ**

管理者の氏名を記入してください。

◇ **医療機関の所在地 …【病、診、歯、助】**

● **郵便番号**

郵便番号を7桁で記入してください。

● **所在地及びフリガナ**

ビル名、部屋番号まで正確に記入してください。

データベースの管理の都合上、所在地の「字」表記は省略してください。

(例) ヤマク`チシタキマチ1-1

山口市滝町1-1

● **英語表記**

各語の1文字目は大文字で、2文字目以降は小文字で記入してください。

各語の間は、カンマ(,)か空白1文字で区切ってください。

市は「-shi」、郡は「-gun」、町は「-cho」「-machi」としても差し支えありません。

(例) 1-1 Taki-machi, Yamaguchi-city

● **所在地座標（緯度、経度）、市区町村コード**

G-MISにて設定するため、紙報告の場合は記入不要です。

◇ **医療機関の案内用の電話番号及びFAX番号 …【病、診、歯、助】**

● **案内用電話番号及び夜間・休日案内用電話番号**

電話番号を記入してください。（代表番号又は受付電話番号）

● **案内用ファクシミリ番号**

ファクシミリ番号を記入してください。

ファクシミリ番号の公表を希望されない場合は記入不要です。

● **夜間・休日の電話対応が可能な時間帯**

休日案内用電話番号がある場合は、対応が可能な時間帯を24時間表記で記載してください。

◇ **診療科目別の詳細 基本となる診療時間 基本となる外来受付時間 …【病、診、歯、助】**

● **基本となる診療時間**

開始時間と終了時間を24時間表記で記入してください。時間帯がわかる場合は、それぞれ3つまで記入することができます。

※「助産所」は「就業時間」となりますが、上記に準じて記入してください。

● **基本となる外来受付時間**

開始時間と終了時間を24時間表記で記入してください。時間帯がわかる場合は、それぞれ3つまで記入することができます。

基本となる外来受付時間を設定していない場合には、基本となる診療時間と同じ時間帯を記入してください。（省略された場合は、同様と見なします。）

● **外来特記事項**

外来患者さんへのお知らせなどを記入してください。

◇ **診療科目別の詳細（1） 標榜科目として届出している診療科目 …【病、診、歯】**

届出を行っているすべての診療科目について、各項目の有無又は可否を記入してください。

届出のない診療科目については記入不要です。

● **診療科目**

標榜している診療科目に該当する診療科目名を選択してください。

一致するものがない場合には、読替が可能な最も近い診療科目名を選択してください。

読替が困難な場合には、「その他（〇〇系）」又は「その他」を選択し、診療科目名を記載してください。

※「その他（〇〇系）」又は「その他」は、診療科目での医療機関検索の対象外になります。

● **初診時の予約**

初診時の予約を実施していない場合は「0」を、実施している場合は「1」を記入してください。

● **再診時の予約**

再診時の予約を実施していない場合は「0」を、実施している場合は「1」を記入してください。

● **予約外の診察可否**

予約無しでの診察を実施していない場合は「0」を、実施している場合は「1」を記入してください。

● **外来診察の対応可否**

外来診察を実施していない場合は「0」を、実施している場合は「1」を記入してください。

● **入院患者の受入可否**

入院患者の受入を実施していない場合は「0」を、実施している場合は「1」を記入してください。

● **女性医師による外来診察の可否**

女性医師による外来診察を実施していない場合は「0」を、実施している場合は「1」を記入してください。

◇ **診療科目別の詳細（2） 診療科目毎の診療日・診察時間・外来受付 …【病、診、歯、助】**

「診療科目別の詳細（1） 標榜科目として届出している診療」で選択した各診療科目について、曜日ごとの診療時間帯及び外来受付時間帯を記入してください。

※「助産所」は「就業時間1」～「就業時間3」及び「外来受付時間1」～「外来受付時間3」について、上記に準じて記入してください。

◇ **診療科目別の詳細（3） 休診日 …【病、診、歯、助】**

● **毎週決まった曜日に休診**

各曜日について、休診する場合は「0」を、診察する場合は「1」を記入してください。

● **決まった週に休診（定期週）**

週ごとに各曜日について、休診する場合は「0」を、診察する場合は「1」を記入してください。

● **祝日に休診**

祝日に休診する場合は「0」を、診察する場合は「1」を記入してください。

● **その他の休診日**

ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など、休診日の具体的な日付を記入してください。

※「助産所」は「就業」「休業」となりますが、上記に準じて記入してください。

◇ **病床種別及び届出又は許可病床数 …【病、診】**

病床種別ごとに医療法の許可（届出）病床数を記入してください。

3 医療機関へのアクセス

◇ 医療機関までの主な利用交通手段 …【病、診、歯、助】

医療機関の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から医療機関までの主な交通手段、所要時間等を記入してください。

● 最寄りの駅の路線名、駅名、所要時間

最寄り駅の路線名、駅名と、最寄り駅から医療機関までの徒歩による所要時間を記載してください。

● バスによる医療機関までの経路

バスの行き先、下車バス停名、バス停から医療機関までの徒歩等の所要時間を記載してください。経路が複数ある場合は、3つまで記載できます。

(例) 県庁方面行き「県庁前」バス停下車 徒歩5分

● 特記事項(主な利用交通手段)

特筆すべき内容がある場合は、特記事項欄に記入してください。

◇ 医療機関の駐車場 …【病、診、歯、助】

敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)の駐車場がある場合は「1」を、ない場合は「0」を記入してください。

また、保有している場合、駐車可能な普通乗用車等の台数を有料・無料ごとに記載してください。

駐車場について特筆すべき内容がある場合は、特記事項欄に記入してください。

◇ 案内用ホームページアドレス …【病、診、歯、助】

県民や患者さんが閲覧可能なホームページがあれば、そのURLを記入してください。

◇ 案内用電子メールアドレス …【病、診、歯、助】

県民や患者さんが連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスがあれば、そのアドレスを記入してください。

◇ 予約診療の有無

● 予約診療の有無(診療科目全般) …【病、診、歯】

予約診療を実施している場合は「1」を、実施していない場合は「0」を記入してください。

● 予約診療の実施状況(実施の診療科目) …【病、診、歯】

予約診療を一部の診療科目で実施している場合は「0」を、すべての診療科目で実施している場合は「1」を記入してください。

● 予約診療の有無(診療科目全般) …【病、診、歯】

予約診療を初診・再診で実施している場合は「0」を、再診のみで実施している場合は「1」を記入してください。

● 予約診療に関する特記事項 …【病、診、歯、助】

特筆すべき内容がある場合は、特記事項欄に記入してください。

● 初診時予約の実施 …【助】

初診時に予約診療を実施している場合は「1」を、実施していない場合は「0」を記入してください。

● 再診時予約の実施 …【助】

再診時に予約診療を実施している場合は「1」を、実施していない場合は「0」を記入してください。

● 完全予約(予約外は診察不可) …【助】

完全予約制としている場合は「1」を、予約外でも診察可能な場合は「0」を記入してください。

● 予約用電話番号・ファクシミリ番号・フリーダイヤル・ホームページアドレス …【歯、助】

予約用の電話番号・ファクシミリ番号・フリーダイヤル・ホームページアドレスがある場合は記入してください。

◇ 助産所の業務形態 …【助】

各業務について、実施していない場合は「0」を、実施している場合は「1」を記入してください。

◇ 時間外における対応 …【病、診、助】

時間外における各対応の可否について該当するコードを記入してください。

終日の対応 (就業時間外の対応)	病院、診療所で定められた診療時間以外でも患者の診療が可能
医療機関における緊急時の連絡先への連絡による対応	休日及び夜間を含む診療時間外に対応できる電話番号などの連絡先を患者に対して公開していることにより、患者が病院等に連絡をとれる体制を整えていること
連携する医療機関への電話の転送	休日及び夜間を含む診療時間外に患者を紹介するなど連携している病院等に患者からの電話を転送し、患者からの電話対応を行っていること

※「助産所」は就業時間外における対応の可否のみとなります。

◇ 面会の日及び時間帯 …【病、診、助】

● 入院の可否 …【病、診】

家族や介助者が患者に付き添って入院することが不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

● 面会区分 …【病、診、助】

面会を実施していない場合は「0」を、面会時間に指定がある場合は「1」を、面会時間に指定がない場合は「2」を記入してください。

● 面会時間区分 …【病、診、助】

面会時間がすべての曜日で同じ場合は「1」を、曜日ごとに異なる場合は「2」を記入してください。

また、曜日ごとの面会時間について、開始時間と終了時間を24時間表記で記入してください。時間帯がわかる場合は、それぞれ3つまで記入することができます。

● 面会に関する特記事項 …【病、診】

特筆すべき内容がある場合は、特記事項欄に記入してください。

4 医療機関内サービス・アメニティ

◇ 院内処方の有無 …【病、診、歯】

院内処方及び院外処方について、ない場合は「0」を、ある場合は「1」をそれぞれ記入してください。

◇ 外国人の患者の受入れ体制（1）対応することができる外国語の種類 …【病、診、歯、助】

言語ごとに、対応状況を回答してください。

リストにない言語で対応可能な外国語がある場合は、表の下部「その他対応可能な外国語」に記載してください。

● 対応可能な曜日区分

対応可能な曜日が診療日と同じ場合は、「診療科目・診療日と同じ」の欄に○を記入してください。

対応可能な曜日が一部の曜日のみの場合は、「一部の曜日のみ対応可能」の欄に○を記入し、曜日ごとの対応可否について、不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

● 対応可能な時間帯区分

対応可能な時間帯が診療時間と同じ場合は、「診療科目・診療日・診療時間と同じ」の欄に○を記入してください。

対応可能な時間帯が一部の時間帯のみの場合は、「限られた時間帯のみ対応可能」の欄に○を記入し、対応可能な時間帯を24時間表記で記入してください。

● 特記事項

対応可能な診療科目や対応レベルなど、特筆すべき内容がある場合は、特記事項欄に記入してください。

◇ 外国人の患者の受入れ体制（2）多言語音声翻訳機器を利用した対応 …【病、診、歯、助】

多言語音声翻訳機器を利用した対応が不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

◇ 外国人の患者の受入れ体制（3）外国人の患者の受入れに関するサポート体制の整備 …【病】

外国人の患者の受入に伴い発生する特有の業務（*）を担当する職員の配置又は部署の設置により、外国人の患者に対するサポート体制が整備されていない場合は「0」を、整備されている場合は「1」を記入してください。（職員の専任・兼任は問いません。）

具体的なサポート内容や体制などは、特記事項欄に記載してください。

*…通訳の手配、医療費の支払いに関する調整、他院への紹介、海外旅行保険会社とのやりとりなど

◇ 障害者に対するサービス内容 …【病、診、歯、助】

各項目について、不可能（無し）の場合は「0」を、可能（有り）の場合は「1」を記入してください。

聴覚障害者への配慮 （手話による対応）	手話による対応により、聴覚障害者への利便性に資する措置がとられていること
聴覚障害者への配慮 （施設内情報の表示）	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより聴覚障害者の利便性に資する措置が取られていること
聴覚障害者への配慮 （筆談など文字による対応）	筆談など文字による対応により、聴覚障害者への利便性に資する措置がとられていること
視覚障害者への配慮 （施設内案内等音声表示対応）	音声による情報の伝達により、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
視覚障害者への配慮 （施設内点字ブロック設置）	施設内点字ブロックの設置により、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
視覚障害者への配慮 （点字による診療内容等表示対応）	点字による診療内容等の表示により、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること

◇ 車椅子利用者に対するサービス内容 …【病、診、歯、助】

各項目について、無しの場合は「0」を、有りの場合は「1」を記入してください。

車椅子利用者への配慮 (施設のバリアフリー化の実施)	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
車椅子利用者への配慮 (車椅子等利用者用駐車施設の有無)	案内表示や表面への国際シンボルマークの塗装等の見えやすい方法で、車椅子等利用者用の駐車施設である旨を表示された駐車施設であること。
車椅子利用者への配慮 (多機能トイレの設置)	車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能であるトイレを設置していること。

◇ **受動喫煙を防止するための措置 …【病、診、歯、助】**

各項目について、無しの場合は「0」を、有りの場合は「1」を記入してください。

施設内における全面禁煙の実施	施設内の屋内外全ての場所を禁煙としていること。2の特定屋外禁煙場所を備えている場合は該当しない。
健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外禁煙場所の設置	健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十八条第十三号に規定する特定屋外禁煙場所を備えていること。

◇ **医療に関する相談に対する体制の状況(医療に関する相談員の配置) …【病、診、歯】**

医療に関する相談員を配置していない場合は「0」を、配置している場合は「1」を記入してください。また、医療ソーシャルワーカー等の配置人数を記入してください。

なお、相談員には非常勤も含め、人数は常勤換算してください。(常勤換算：小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位まで表記。)

◇ **入院食の提供方法 …【病】**

各項目の実施状況について、該当するコードを記入してください。

◇ **病院内の売店又は食堂 …【病】**

外来者が利用できる売店又は食堂の設置状況について、該当するコードを記入してください。

5 費用負担等

◇ 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の医療機関の種類 …【病、診、歯、助】

医療保険適用や費用負担等に関して適用しているすべての項目に「○」を記入してください。

紹介受診重点医療機関である場合、病院は「紹介受診重点病院」、診療所・歯科診療所は「紹介受診重点診療所」と特記事項欄に記載してください。

保険医療機関	健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関	保険医療機関以外の医療機関
労災保険指定医療機関	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関
指定自立支援医療機関(更生医療)	障害者総合支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(更生医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
指定自立支援医療機関(育成医療)	障害者総合支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(育成医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関
指定自立支援医療機関(精神通院医療)	障害者総合支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(精神通院医療)を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関
身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく指定病院又は応急入院指定病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院
精神保健指定医の配置されている医療機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関
生活保護法指定医療機関(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく指定医療機関を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関
医療保護施設(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。)	生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設
結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関
指定養育医療機関	母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又

	は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う機関として、都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定する医療機関
指定療育機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、結核にかかっている児童に対し、医療に係る療育の給付を行う機関として都道府県知事、政令指定都市長又は中核市長が指定する医療機関
指定小児慢性特定疾病医療機関	児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、小児慢性特定疾病医療費が支給される小児慢性特定疾病医療支援を行う機関として、都道府県知事が指定する医療機関
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定医療機関	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）により、指定難病の患者に対し特定医療に要した費用について医療費が支給される都道府県が指定する医療機関
戦傷病者特別援護法指定医療機関	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関
原子爆弾被害者指定医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
原子爆弾被害者一般疾病医療機関	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関
特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する病院
公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関
母体保護法指定医の配置されている医療機関	母体保護法（昭和23年法律第156号）により、都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関
特定機能病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院
臨床研究中核病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、特定臨床研究を行う病院で一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣が個別に承認する病院
地域医療支援病院	医療法（昭和23年法律第205号）により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院
災害拠点病院	「災害拠点病院整備事業の実施について（平成8年5月10日付健政発第435号）」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院
へき地医療拠点病院	「へき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付医政発第529号）」により、へき地診療所等の代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院
小児救急医療拠点病院	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第692号）」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院
救命救急センター	「救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付医発第6

	92号) 」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院
臨床研修病院	医師法(昭和23年法律第201号)により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院
単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設	歯科医師法(昭和23年法律第202号)により、臨床研修施設の指定の基準を満たす診療所として、厚生労働大臣が指定した施設のうち、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に定める単独型臨床研修施設若しくは管理型臨床研修施設
特定行為研修指定研修機関	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)により、看護師が行う特定行為に係る特定行為研修を行う機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関
臨床修練病院等	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が臨床修練を行うに適切な体制にあると認められる病院として、厚生労働大臣が指定した病院又は診療所
臨床教授等病院	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)により、外国医師が医療に関する知識及び技能の教授又は医学もしくは歯科医学の研究を行うため、高度かつ専門的な医療を提供する病院として、厚生労働大臣が指定する病院
がん診療連携拠点病院等	「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成30年7月31日付健発第0731001号)により、がん診療連携拠点病院又は特定領域がん診療連携拠点病院若しくは地域がん診療拠点病院として、厚生労働大臣が指定した病院
がんゲノム医療中核拠点病院等	「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」(平成29年12月25日付健発1225003号)により、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療中核拠点病院と連携する病院として指定されたがんゲノム医療連携病院
小児がん拠点病院	「小児がん拠点病院等の整備について」(平成30年7月31日付健発第0731002号)により、地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設として、また、AYA世代にあるがん患者に対しても適切に医療及び支援及び提供する施設として、厚生労働大臣が指定した病院
エイズ治療拠点病院	「エイズ治療の拠点病院の整備について(平成5年健医発第825号)」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
肝疾患診療連携拠点病院	「肝疾患診療体制の整備について(平成19年健発第0419001号)」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院
特定疾患治療研究事業委託医療機関	「特定疾患治療研究事業について(昭和48年衛発第242号)」により、特定疾患の治療研究事業を行うに相当として都道府県が契約した医療機関
在宅療養支援診療所	「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た診療所
在宅療養支援歯科診療所	「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」により、在宅等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所であって、「特掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出たもの

在宅療養支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
在宅療養後方支援病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により、在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生局支局長に届け出た病院
DPC対象病院	「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」により「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第138号）」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院
無料低額診療事業実施医療機関	社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた医療機関
総合周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設として、都道府県が指定したもの
地域周産期母子医療センター	「周産期医療体制整備指針」（平成22年1月26日付医政発0126第1号の別添2）により、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として、都道府県が認定したもの
不妊専門相談センター	「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」（平成17年8月23日付雇児発第0823001号）により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報提供などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたか否かに関わらず、強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害を受けた、被害に遭ってから1～2週間程度の急性期の被害者を対象として、必要な支援を提供できる関係機関・団体等に関する情報提供などの支援を行う医療機関
都道府県アレルギー疾患医療拠点病院	「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日付健発0728001号）により、地域におけるアレルギー疾患医療の拠点として都道府県が選定した病院
外国人の患者を受け入れる拠点的な医療機関	「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付け医政総発0326第3号、観参第800号）により、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関として都道府県が選出した医療機関
紹介受診重点病院	「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和4年4月1日付け医政発0401第27号別添5）により、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関として都道府県が公表した病院
紹介受診重点診療所	「外来機能報告等に関するガイドライン」（令和4年4月1日付け医政発0401第27号別添5）により、医療資源を重点的に活用する外

◇ **選定療養（１）「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額差額ベッドを有している場合は、ベッド数及び料金 …【病、診】**

室料差額量が発生する病床数及び金額を記入してください。

差額ベッド数に１以上の数字を記入した場合は、必ず差額料（税込み）を記入してください。

◇ **選定療養（２）その他の選定療養費 …【病、診】**

特別料金の徴収について、該当するコードを記入してください。

徴収している料金がある場合には、必ずその金額を記入してください。

金額について区分等がある場合には最低額を記入してください。

◇ **選定療養（３）入院保証金 …【病、診】**

入院保証金の金額を記入してください。

◇ **治験の実施の有無及び契約件数 …【病、診】**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）に規定する治験について該当するコードを記入してください。

治験の実施有無が「有り」の場合、前年度の治験実施に係る契約件数を記入してください。

◇ **電子決済による料金の支払いの可否（１）電子決済サービスの有無 …【病、診、歯、助】**

電子決済サービスごとの支払いでの利用可否について、該当するコードを記入してください。

◇ **電子決済による料金の支払いの可否（２）対応可能な決済サービス …【病、診、歯、助】**

「電子決済による料金の支払いの可否（１）電子決済サービスの有無」が「有り」の場合、電子決済サービスごとの対応可否について、該当するコードを記入してください。

◇ **電子決済による料金の支払いの可否（３）決済サービス名称 …【病、診、歯、助】**

「電子決済による料金の支払いの可否（２）対応可能な決済サービス」で「可能」を選択した決済サービスの具体的な電子決済サービスごとの対応状況について、該当するコードを記入してください。

選択肢以外に対応可能な決済サービスがある場合は、「それ以外で可能な決済サービス」欄に記入してください。

◇ **先進医療の実施の有無及び内容 …【病】**

病院において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）により厚生労働大臣の定める評価療養のうちの先進医療の実施状況について、該当するコードを記入してください。

実施している場合は、その先進医療名を記入してください。

6 診療内容、提供保健・医療・介護サービス

◇ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項 …【病、診、歯】

平成19年厚生労働省告示第108号第1条第2号の一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う医師又は歯科医師の専門性に関する資格（基本的な診療領域に係るものに限る）、同条第3号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格並びに令和3年厚生労働省告示第347号附則第2条により、当分の間、なお従前の例により広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格について、「その種類毎の人数を記載してください。

人数については、非常勤を含むこととし、常勤換算を行い、小数点以下第1位まで算出して記入してください。複数の資格で従事する場合は、それぞれに記入してください。（別紙1を参照）

◇ 保有する施設設備 …【病、診】

対象の施設設備について、診療報酬上の施設基準の届出の有無に関わらず保有する場合は該当欄に「○」を記入してください。

報告対象欄が「1:対象」となっている項目については、「病床数・保有台数」及び「照射線量の表示機能を有する保有台数」を記入してください。

集中治療室（ICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
冠状動脈疾患専用集中治療室（CCU）	上記ICUのうち、特に冠疾患専用の部門を有するもの
脳卒中専用集中治療室（SCU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する脳卒中ケアユニット入院医療管理料に関する施設基準を満たすもの
呼吸器疾患専用集中治療室（RCU）	上記ICUのうち、特に呼吸器疾患専用の部門を有するもの
小児集中治療室（PICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する小児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
新生児集中治療室（NICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する新生児特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
母体胎児集中治療室（MFICU）	基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に規定する総合周産期特定集中治療室管理料に関する施設基準を満たすもの
無菌治療室	滅菌水の供給が常時可能であること。室内の空気清浄度がISOクラス7以上であること等の要件を満たすもの

◇ 併設している介護施設 …【病、診】

同一敷地内に併設されている介護施設について、該当するコードを記入してください。

介護老人福祉施設	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
介護老人保健施設	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設
介護医療院	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、介護医療院に入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の

	管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事業所
居宅介護支援事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合にあっては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行う事業所
介護予防支援事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者が、指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う事業所
老人介護支援センター	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設
訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション	居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所
通所介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）事業所
通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事業所
短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所	居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日

	常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所	居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事業所又は居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所
特定施設又は介護予防特定施設	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設（地域密着型特定施設でないもの）であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、次の各号のいずれかに該当するものを行う事業所 ①居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。 ②居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。
地域密着型通所介護事業所	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者について、厚生労働省令で定める施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所	居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（認知症）であるものについて、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所又は居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当

	該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業所
認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム	要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は要支援者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所
地域密着型特定施設	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの
地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設
複合型サービス事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを行う事業所
第一号通所事業に係る事業所	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業に係る事業所

◇ 家族付き添い室の有無…【助】

出産等に際して、付添者が待機できる部屋がない場合は「0」を、ある場合は「1」を記入してください。

◇ 対応することができる疾患・治療内容 …【病、診、歯】

通常の診療で対応可能なすべての項目の該当欄に「○」を記入してください。

一次診療のほかに専門的な診療をされている場合は、各診療領域の該当する項目すべてに「○」を記入してください。

記入に当たっては、当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに限ります。(ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」を除きます。)

前年度件数欄については、前年度(4月1日から3月31日)の実施件数を記入してください。(なお、リハビリ領域については、取り扱った実患者数を記入してください。)

1. 皮膚・形成外科領域

皮膚悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「皮膚悪性腫瘍切除術」を算定しているもの
唇顎口蓋裂手術	医科診療報酬点数表の「顎・口蓋裂形成手術」を算定しているもの

2. 神経・脳血管領域

頸部動脈血栓内膜剥離術	医科診療報酬点数表の「動脈血栓内膜摘出術 2内頸動脈」を算定しているもの
経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術（終日対応可能なもの）	医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの
経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術（上記以外）	
頭蓋内血腫除去術（終日対応可能なもの）	医科診療報酬算数表の「頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）」を算定しているもの
頭蓋内血腫除去術（上記以外）	
脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）（終日対応可能なもの）	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定しているもの
脳動脈瘤根治術（被包術、クリッピング）（上記以外）	
脳動静脈奇形摘出術	医科診療報酬点数表の「脳動静脈奇形摘出術」を算定しているもの
脳血管内手術	医科診療報酬点数表の「脳血管内手術」を算定しているもの
脳腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「頭蓋内腫瘍摘出術」を算定しているもの
脊髄腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「脊髄腫瘍摘出術」を算定しているもの
小児脳外科手術	乳児・幼児・学童に対し脳外科的な手術を行ったもの（概数で差し支えない）

3. 精神科・神経科領域

4. 眼領域

硝子体手術	医科診療報酬点数表の「硝子体注入・吸引術」「硝子体切除術」「硝子体茎頭微鏡下離断術」「網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）」又は「増殖性硝子体網膜症手術」を算定しているもの
水晶体再建術（白内障手術）	医科診療報酬点数表の「水晶体再建術」を算定しているもの
緑内障手術	医科診療報酬点数表の「緑内障手術」を算定しているもの
網膜光凝固術（網膜剥離手術）	医科診療報酬点数表の「網膜光凝固術」を算定しているもの
斜視手術	医科診療報酬点数表の「斜視手術」を算定しているもの
角膜移植術	医科診療報酬点数表の「角膜移植術」を算定しているもの

5. 耳鼻咽喉領域

鼓室形成手術	医科診療報酬点数表の「鼓室形成手術」を算定しているもの
副鼻腔炎手術	医科診療報酬点数表の「上顎洞根治手術」「鼻内上顎洞根治手術」「鼻内篩骨洞根治手術」「鼻内蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞根治手術」「前頭洞篩骨洞根治手術」「篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術」「上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術」「前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術」又は、「汎副鼻腔根治手術」を算定しているもの
内視鏡下副鼻腔炎手術	上記手術について医科診療報酬点数表の「副鼻腔手術用内視鏡加算」を算定しているもの
舌悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「舌悪性腫瘍手術」を算定しているもの
咽頭悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「咽頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの

喉頭悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「喉頭悪性腫瘍手術」を算定しているもの
----------	-------------------------------

6. 呼吸器領域

肺悪性腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術」を算定しているもの

7. 消化器系領域

上部消化管内視鏡的切除術	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
下部消化管内視鏡的切除術	医科診療報酬点数表の「内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術」を算定しているもの
虫垂切除術（乳幼児を除く）	医科診療報酬点数表の「虫垂切除術」を算定しているもの（乳幼児に実施したものを除く）
食道悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「食道悪性腫瘍手術」又は「食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）」を算定しているもの
胃悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「胃切除術」又は「胃全摘術」を算定しているもの
腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胃切除術」又は「腹腔鏡下胃全摘術」を算定しているもの
大腸悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「結腸切除術 3全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術」又は「直腸切除・切断術」を算定しているもの
腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下直腸切除・切断術」を算定しているもの
移植用部分小腸採取術（生体）	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
生体部分小腸移植術	
移植用小腸採取術（死体）	
同種死体小腸移植術	

8. 肝・胆道・膵臓領域

肝悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「肝切除術」を算定しているもの
胆道悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「胆管悪性腫瘍手術」を算定しているもの
開腹による胆石症手術	医科診療報酬点数表の「胆管切開術」「胆嚢切開結石摘出術」「胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。）」又は、「胆嚢摘出術」を算定しているもの
腹腔鏡下胆石症手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下胆管切開結石摘出術」又は「腹腔鏡下胆嚢摘出術」を算定しているもの
内視鏡的胆道ドレナージ	医科診療報酬点数表の「内視鏡的胆道ステント留置術」を算定しているもの
経皮経肝的胆道ドレナージ	医科診療報酬点数表の「胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」「経皮経肝胆管ステント挿入術」又は、「肝内胆管外瘻造設術 2 経皮経肝によるもの」を算定しているもの
膵悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「膵体尾部腫瘍切除術」「膵頭部腫瘍切除術」又は「膵全摘術」を算定しているもの
体外衝撃波胆石破碎術	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波胆石破碎術（一連につき）」を算定しているもの
生体肝移植	医科診療報酬点数表の「生体部分肝移植」を算定しているもの

9. 循環器系領域

冠動脈バイパス術	医科診療報酬点数表の「冠動脈、大動脈バイパス移植術」又は「冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）」を算定しているもの
----------	---

	もの
経皮的冠動脈形成術 (PTCA)	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈形成術 1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの」を算定しているもの
経皮的冠動脈血栓吸引術	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈血栓吸引術」を算定しているもの
経皮的冠動脈ステント留置術	医科診療報酬点数表の「経皮的冠動脈ステント留置術」を算定しているもの
弁膜症手術	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」を算定しているもの
開心術	医科診療報酬点数表の「弁形成術」又は「弁置換術」以外の開心術を算定しているもの
大動脈瘤手術	医科診療報酬点数表の「大動脈瘤切除術」を算定しているもの
下肢静脈瘤手術	医科診療報酬点数表の「下肢静脈瘤手術」を算定しているもの
ペースメーカー移植術	医科診療報酬点数表の「ペースメーカー移植術」を算定しているもの

10. 腎・泌尿器系領域

体外衝撃波腎・尿路結石破碎術	医科診療報酬点数表の「体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 (一連につき)」を算定しているもの
腎悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腎 (尿管) 悪性腫瘍手術」を算定しているもの
膀胱悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「膀胱悪性腫瘍手術」を算定しているもの
前立腺悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
生体腎移植	医科診療報酬点数表の「生体腎移植術」を算定しているもの

11. 産科領域

正常分娩	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
選択帝王切開術	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 2 選択帝王切開」を算定しているもの
緊急帝王切開術	医科診療報酬点数表の「帝王切開術 1 緊急帝王切開」を算定しているもの
卵管形成手術	医科診療報酬点数表の「卵管形成手術 (卵管・卵巣移植、卵管架橋等)」を算定しているもの
卵管鏡下卵管形成術	医科診療報酬点数表の「卵管鏡下卵管形成術」を算定しているもの

12. 婦人科領域

子宮筋腫摘出術	医科診療報酬点数表の「子宮筋腫摘出 (核出) 術」を算定しているもの
腹腔鏡下子宮筋腫摘出術	医科診療報酬点数表の「腹腔鏡下子宮筋腫摘出 (核出) 術」を算定しているもの
子宮悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「子宮悪性腫瘍手術」を算定しているもの
卵巣悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「子宮附属器悪性腫瘍手術 (両側)」を算定しているもの

13. 乳腺領域

乳腺悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「乳腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
----------	-------------------------------

14. 内分泌・代謝・栄養領域

甲状腺腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「バセドウ甲状腺全摘 (亜全摘) 術 (両葉)」又は「甲状腺悪性腫瘍手術」を算定しているもの
副腎悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「副腎悪性腫瘍手術」を算定しているもの
副腎腫瘍摘出術	医科診療報酬点数表の「副腎腫瘍摘出術」を算定しているもの

15. 血液・免疫系領域

骨髄移植	医科診療報酬点数表の「骨髄移植」を算定しているもの
------	---------------------------

臍帯血移植	医科診療報酬点数表の「臍帯血移植」を算定しているもの
-------	----------------------------

16. 筋・骨格系及び外傷領域

アキレス腱断裂手術 (筋・腱手術)	医科診療報酬点数表の「アキレス腱断裂手術」を算定しているもの
骨折観血的手術	医科診療報酬点数表の「骨折観血的手術」を算定しているもの
人工股関節置換術 (関節手術)	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を股関節について算定しているもの(概数で差し支えない)
人工膝関節置換術 (関節手術)	医科診療報酬点数表の「人工関節置換術 肩、股、膝」を膝関節について算定しているもの(概数で差し支えない)
脊椎手術	医科診療報酬点数表の「椎弓切除術」「内視鏡下椎弓切除術」「椎弓形成術」「黄色靭帯骨化症手術」「脊椎、骨盤腫瘍切除術」「脊椎、骨盤悪性腫瘍手術」「脊椎披裂手術」「脊椎骨切り術」「脊椎固定術」「脊椎側彎症手術」「内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)」又は「体外式脊椎固定術」を算定しているもの
椎間板摘出術	医科診療報酬点数表の「椎間板摘出術」を算定しているもの
椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術	医科診療報酬点数表の「内視鏡下椎間板摘出(切除)術」を算定しているもの
軟部悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「四肢・軀幹軟部悪性腫瘍手術」を算定しているもの
骨悪性腫瘍手術	医科診療報酬点数表の「骨悪性腫瘍手術」を算定しているもの
小児整形外科手術	乳児・幼児・学童に対して整形外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)

17. リハビリ領域

心大血管疾患リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「心大血管疾患リハビリテーション料」を算定しているもの
脳血管疾患等リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「脳血管疾患等リハビリテーション料」を算定しているもの
廃用症候群リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「廃用症候群リハビリテーション料」を算定しているもの
運動器リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「運動器リハビリテーション料」を算定しているもの
呼吸器リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「呼吸器リハビリテーション料」を算定しているもの
難病患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「難病患者リハビリテーション料」を算定しているもの
障害児リハビリテーション 又は障害者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「障害児(者)リハビリテーション料」を算定しているもの
がん患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「がん患者リハビリテーション料」を算定しているもの
認知症患者リハビリテーション	医科診療報酬点数表の「認知症患者リハビリテーション料」を算定しているもの

18. 小児領域

小児外科手術	乳児・幼児・学童に対し外科的な手術を行ったもの(概数で差し支えない)
小児の脳炎又は髄膜炎	乳児・幼児・学童の脳炎又は髄膜炎の加療を行ったもの(概数で差し支えない)
小児の腸重積	医科診療報酬点数表の「腸重積症整復術」を算定し、「乳幼児加算」を

	加算しているもの
--	----------

19. 麻酔領域

麻酔科標榜医による麻酔 (麻酔管理)	医科診療報酬点数表の「麻酔管理料」を算定しているもの
全身麻酔	医科診療報酬点数表の「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔」を算定しているもの
硬膜外麻酔	医科診療報酬点数表の「硬膜外麻酔」を算定しているもの
脊椎麻酔	医科診療報酬点数表の「脊椎麻酔」を算定しているもの
硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入	医科診療報酬点数表の「硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入(1日につき)(チューブ挿入当日を除く)」を算定しているもの

20. 緩和ケア領域

21. 放射線治療領域

ガンマナイフによる定位放射線治療	医科診療報酬点数表の「ガンマナイフによる定位放射線治療」を算定しているもの
直線加速器による定位放射線治療	医科診療報酬点数表の「直線加速器による定位放射線治療」を算定しているもの
粒子線治療	医科診療報酬点数表の「粒子線治療」を算定しているもの

22. 画像診断

C T撮影	医科診療報酬点数表の「コンピューター断層撮影(一連につき) 1 C T撮影」を算定しているもの
M R I 撮影	医科診療報酬点数表の「磁気共鳴コンピューター断層撮影(一連につき)」を算定しているもの
マンモグラフィー検査(乳房撮影)	医科診療報酬点数表の「撮影 4 乳房撮影(一連につき)」を算定しているもの
ポジトロン断層撮影(P E T)、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影	医科診療報酬点数表の「ポジトロン断層撮影」「ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連につき)」又は「ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影(一連につき)」を算定しているもの

23. 病理診断

24. 歯科領域

成人の歯科矯正治療	診療報酬点数表において算定されているもの以外のものも可
-----------	-----------------------------

25. 歯科口腔外科領域

26 その他

鍼灸治療	医師の指示の下、当該行為が提供されているもの
在宅における看取り	医科診療報酬点数表の「在宅患者訪問診療料(1日につき)の「在宅ターミナルケア加算」を算定しているもの

◇ 対応することができる短期滞在手術 …【病、診】

項目ごとに、短期滞在手術が不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。
当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものに限り、

◇ **専門外来の有無及び内容 …【病、診、歯】**

特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来（医療法に基づき、広告が可能なものに限る）を設置していない場合は「0」を、設置している場合は「1」を記入してください。

設置している場合は、専門外来数を記載してください。

また、専門外来ごとに、名称、予約の要否、実施している曜日、受付時間（24時間表記とし、時間帯が分かれる場合は2つまで記入できます。）及び必要に応じて特記事項を記入してください。

◇ **オンライン診療実施の有無及びその内容 …【病、診】**

オンライン診療（医療法及び関連するガイドライン等を遵守しているものに限る）の実施状況について、該当するコードを記入してください。

実施「有り」の場合は、あわせて診療内容（対象者、疾患など）を記載してください。

◇ **マイナンバーカードの保険証利用により取得した診療情報を活用した診療の実施の有無 …【病、診、歯】**

マイナンバーカードの保険証利用により、本人の同意の下、診療情報を取得・活用した診療を実施していない場合は「0」を、実施している場合は「1」を記入してください。

◇ **電子処方箋の発行の可否 …【病、診、歯】**

電子処方箋管理サービスの運用について（令和4年10月28日付け薬生発1028第1号、医政発1028第1号、保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長、医政局長、保険局長通知）に準拠した電子処方箋の発行が不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

◇ **健康診査及び健康相談の実施（1）健康診査・健康相談の実施 …【病、診、歯】**

健康診査（健康診断）・健康相談（医療法に基づき、広告が可能なものに限る。）を実施している場合、実施欄に「○」を記入してください。

実施している場合、予約の要否、実施している曜日、受付時間（24時間表記とし、時間帯が分かれる場合は2つまで記入できます。）及び必要に応じて特記事項を記入してください。

◇ **健康診査及び健康相談の実施（2）人間ドックの検査可能項目 …【病、診】**

人間ドックの検査項目について、検査可能な項目は該当欄に「○」を記載してください。

◇ **対応することができる予防接種 …【病、診】**

各予防接種について、実施している場合は実績欄に「○」を記載してください。

実施している場合は、予約の要否、実施している曜日、受付時間（24時間表記とし、時間帯が分かれる場合は2つまで記入できます。）及び必要に応じて特記事項を記入してください。

◇ **対応することができる在宅医療 ①在宅医療 …【病、診、歯】**

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

ただし、往診以外の項目は、当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とします。

◇ **対応することができる在宅医療 ②在宅療養指 …【病、診、歯】**

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

ただし、当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とします。

◇ **対応することができる在宅医療 ③診療内容 …【病、診、歯】**

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

◇ **対応することができる在宅医療 ④他施設との連携 …【病、診、歯】**

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

病院	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合
診療所	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合

訪問看護ステーション	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合
居宅介護支援事業所	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合
薬局	常時薬局と共同して在宅医療を実施している場合

◇ 対応することができる介護サービス（①施設サービス） …【病、診】

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

介護福祉施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
介護保険施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
介護療養施設サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護療養型医療施設の療養病床等に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。
介護医療院サービス	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

◇ 対応することができる介護サービス（②居宅介護支援） …【病、診】

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

居宅介護支援	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する、居宅要介護者が、指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（居宅サービス計画）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合には、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。
--------	---

◇ 対応することができる介護サービス（③居宅サービス） …【病、診】

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

訪問介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護者であって、居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。）において介護を受けるもの（居宅要介護者）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。
訪問入浴介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
訪問看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により

	行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
訪問リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
居宅療養管理指導	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。
通所介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。
通所リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
短期入所生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人短期入所施設等に短期入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
短期入所療養介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。
特定施設入居者生活介護（指定を受けている有料老人ホーム等において可）	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
福祉用具貸与	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
特定福祉用具販売	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつ用に供するものその他厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

◇ 対応することができる介護サービス（④地域密着型サービス） …【病、診】

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要介護者について、次のいずれかに該当するサービスをいう。 ①定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。
------------------	--

	<p>ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、病状が安定期にあり、居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により療養上の世話又は診療の補助を要すると主治の医師が認めた居宅要介護者についてのものに限る。</p> <p>②定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うこと。</p>
夜間対応型訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
地域密着型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと。
認知症対応型通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者であつて、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
小規模多機能型居宅介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービス等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
認知症対応型共同生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護者であつて認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホーム等であつて、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、その入居定員が29人以下であるもの(地域密着型特定施設)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
複合型サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要介護者について、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスをいう。

◇ 対応することができる介護サービス（⑤介護予防支援） …【病、診】

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

介護予防支援	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受け、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。
--------	---

◇ 対応することができる介護サービス（⑥介護予防サービス） …【病、診】

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

介護予防訪問入浴介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
介護予防訪問看護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
介護予防居宅療養管理指導	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。
介護予防通所リハビリテーション	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
介護予防短期入所生活介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
介護予防短期入所療養介護	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下に行われる介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことをいう。
介護予防特定施設入居者生活介護（指定を受けている有料老人ホーム等において可）	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する特定施設（介護専用型特定施設を除く。）に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
介護予防福祉用具貸与	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
特定介護予防福祉用具販売	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつ用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めると

	ころにより行われる販売をいう。
--	-----------------

◇ 対応することができる介護サービス (⑦介護予防地域密着型サービス) …【病、診】

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うこと

◇ 対応することができる介護サービス (⑧その他) …【病、診】

項目ごとに、対応不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

第一号訪問事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う。
第一号通所事業	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者に対して、居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う。

◇ セカンド・オピニオンに関する状況 …【病、診】

● セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供

診療報酬点数表に基づき、診療に関する情報の提供状況を実施していない場合は「0」を、実施している場合は「1」を記入してください。

なお、診療情報を提供しているとは、主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供することを言います。

● セカンド・オピニオンのための診察及び診察料金

患者がセカンド・オピニオンを求めて受診した場合、そのための診察を行い、セカンド・オピニオンを行っている場合に「○」を記入してください。

また、セカンド・オピニオンを自費診療としている場合には、その料金を記入してください。

◇ 地域医療連携体制(1) 医療連携体制に関する窓口の設置の有無 …【病】

「地域医療連携室」など、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための窓口を設置していない場合は「0」を、設置している場合は「1」を記入してください。

◇ 地域医療連携体制(2) 地域連携クリティカルパスの有無 …【病、診】

退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画

を導入していない場合は「0」を、導入している場合は「1」を記入してください。

導入している場合は、各疾病について対象とならない場合は「0」を、対象となる場合は「1」を記入してください。（回答は任意です。）

◇ **地域医療連携体制（3）かかりつけ医機能 …【病、診】**

各機能について、ない場合は「0」を、ある場合は「1」を記入してください。

日常的な医学管理と重症化予防	日常行う診療においては、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供しているかどうか。提供している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
地域の医療機関等との連携	自己の診療時間外も患者にとって最善の医療が継続されるよう、地域の医師、医療機関等と必要な情報を共有し、お互いに協力して休日や夜間も患者に対応できる体制を構築しているかどうか。構築している場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
在宅療養支援、介護等との連携	日常行う診療のほかに、地域住民との信頼関係を構築し、健康相談、健診・がん検診、母子保健、学校保健、産業保健、地域保健等の地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動に積極的に参加するとともに保健・介護・福祉関係者との連携を行っているかどうか。行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
適切かつわかりやすい情報の提供	患者や家族に対して医療に関する適切かつわかりやすい情報の提供を行っているかどうか。行っている場合には、その裏付けとなる具体的な内容と実施状況が医療機関等のウェブサイトで情報提供されていること。
地域包括診療料の届出	主治医機能を持った中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患（高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症の4疾病のうち、2つ以上）を有する患者に対し、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
小児かかりつけ診療料の届出	小児のかかりつけ医として、継続的かつ全人的な医療を行うことを評価した当該診療報酬点数が算定されているもの
機能強化加算の届出	外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価した当該診療報酬点数が算定されているもの

◇ **地域医療連携体制（4）産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無 …【病、診、歯】**

産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施状況について、該当するコードを選択してください。

◇ **地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口の設置の有無 …【病、診】**

退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置していない場合は「0」を、設置している場合は「1」を記入してください。

◇ **妊産婦等に対する相談又は指導 …【助】**

各項目について、不可能な場合は「0」を、可能な場合は「1」を記入してください。

7 医療の実績、結果に関する事項

◇ 医療機関の人員配置 …【病、診、歯、助】

報告指定日現在の医療従事者数を常勤・非常勤ごとに記入してください。

常勤者及び非常勤者の数については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」（別紙2を参照）に基づき常勤換算した数を記入してください。

なお、担当している業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務に計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上してください。

また、「病棟」欄には、医療従事者のうち、主として入院患者を担当する者を、「外来」欄には、医療従事者のうち、主として外来患者を担当する者を記入してください。ただし、主従の判断が難しい場合は、重複して計上しても差し支えありません。

◇ 看護師の配置状況 …【病、診】

報告指定日現在の病床種別ごとの看護師の実質配置の状況を計算して記入してください。

なお、看護師及び准看護師数については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」（別紙2を参照）に基づき常勤換算した数により算出してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策（1）医療安全についての相談窓口の設置の有無 …【病、診、歯、助】

病院内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保していない場合は「0」を、確保している場合は「1」を記入してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策（2）医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別 …【病、診、歯、助】

院内における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者の配置状況について、該当するコードを記入してください。

また、医療安全管理者を配置している場合、専任（専従）の状況について該当するコードを記入してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策（3）医療安全管理部門の設置 …【病】

専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を行う部門の設置状況について、該当するコードを記入してください。

また、設置「有り」の場合、医療安全管理部門の構成員として配置している職種について、項目ごとに該当するコードを記入してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策（4）医療事故情報収集等事業への参加 …【病】

医療法施行規則に基づく事故等分析事業（事故等事案に関する情報又は資料を収集・分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業）への参加状況について該当するコードを記入してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策 医療事故調査制度に関する研修 …【病、診、歯、助】

医療事故調査・支援センター又は医療事故調査支援団体等連絡協議会が実施する研修（当該センターから委託されて実施されるものを含む。）の病院管理者の受講状況について、該当するコードを記入してください。

◇ 法令上の義務以外の医療安全対策 他の病院又は診療所についての医療安全対策に関する評価の実施及び当該医療機関についての医療安全対策に関する他の病院又は診療所からの評価の受審の有無 …【病】

他の病院又は診療所についての医療安全対策に関する評価の実施及び当該医療機関についての医療安全対策に関する他の病院又は診療所からの評価の実施状況について該当するコードを記入してください。

◇ **法令上の義務以外の院内感染対策（１）院内感染対策担当者の配置 …【病】**

当該病院における院内感染対策を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行う者の配置状況について、該当するコードを記入してください。

また、院内感染対策担当者を配置している場合、専任（専従）の状況について該当するコードを記入してください。

◇ **法令上の義務以外の院内感染対策（２）院内感染対策部門の設置 …【病】**

専任の院内感染対策を行う者及びその他必要な職員で構成され、院内感染対策のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の院内感染対策を行う部門の設置状況について、該当するコードを記入してください。

また、設置「有り」の場合、医療安全管理部門の構成員として配置している職種について、項目ごとに該当するコードを記入してください。

◇ **法令上の義務以外の院内感染対策（３）厚生労働省院内感染対策サーベイランス（JANIS）への参加の有無 …【病、診】**

JANIS と比較し、自施設での多剤耐性菌の分離や多剤耐性菌による感染症の発生が特に他施設に比べて頻繁となっていないかを把握するなど、自施設における院内感染対策に JANIS を活用している場合は参加「1：有り」のコードを記入してください。

◇ **法令上の義務以外の院内感染対策 …【歯】**

歯科点数表第 1 章基本診療料第 1 部初・再診料第 1 節初診料の注 1 に規定する施設基準に対応する診療報酬点数が算定されている院内感染対策を実施していない場合は「0」を、実施している場合は「1」を記入してください。

◇ **入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無 …【病】**

入院診療計画を策定するにあたり、院内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制がない場合は「0」を、ある場合は「1」を記入してください。

◇ **診療情報管理体制**

● **オーダーリングシステム及び ICD コードの導入 …【病】**

オーダーリングシステム及び ICD コードを導入又は利用していない場合は「0」を、導入又は利用している場合は「1」を記入してください。

● **電子カルテシステムの導入 …【診】**

電子カルテシステムを導入していない場合は「0」を、導入している場合は「1」を記入してください。

● **専任の診療記録を管理する者の配置 …【病】**

専任の診療記録を管理する者を配置していない場合は「0」を、配置している場合は「1」を記入してください。また、配置している場合にはその人数を記入してください。

◇ **情報開示に関する窓口の有無 …【病、診、歯】**

患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制の確保のための、情報開示の手続等を行う常設窓口の院内への設置状況について、該当するコードを記入してください。

窓口の有無が「有り」の場合、診療録開示請求の際の料金について記入してください。

◇ **症例検討体制 …【病】**

院内において定期的に実施している臨床病理検討会（CPC）と予後不良症例に関する検討を行う体

制 (M&M) について、ない場合は「0」を、ある場合は「1」をそれぞれ記入してください。

◇ 治療結果情報 …【病、診】

● 治療結果に関する分析の有無

死亡率、再入院率など、院内における患者に対する治療結果に関する何らかの分析を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「0」を記入してください。

● 分析結果提供の有無

治療結果に関する分析について、患者の求めに応じて提供したり、年報やインターネット上で提供している場合には「1」を、していない場合は「0」を記入してください。

◇ 患者数

前年度の1日平均の患者数を算出の上、その人数を記入してください。

計算結果については、いずれも小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで記入してください。

● 前年度1日平均患者数(病床ごと入院患者数) …【病、診】

病床種別ごとに入院患者の1日平均患者数を記入してください。

1日の平均患者数は、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日(365日)で除した数で計算してください。

● 前年度1日平均患者数(外来患者数) …【病、診、歯】

外来患者数の1日平均患者数を記入してください。

1日の平均患者数は、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を暦日(実診療日数)で除した数で計算してください。

なお、外来患者数には在宅患者数は含めないでください。

● 前年度1日平均患者数(在宅患者数) …【病、診】

在宅患者の1日平均患者数を記入してください。

1日の平均患者数は、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除した数で計算してください。

◇ 平均在院日数 …【病、診】

前年度の平均在院日数を病床種別ごとに記入してください。

$$\text{療養病床以外} : \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

$$\text{療養病床} : \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床に移された患者数})}$$

※「年間新入院患者数」には「前年度から継続して入院している患者数」を含めません。(そのため、計算結果として365日を超える場合もありますが、指標値としては、それだけ長期の入院患者が多いということになります。)

◇ 分娩取扱数 …【助】

前年度の分娩件数を記入してください。

◇ 患者満足度の調査 …【病、診、歯、助】

患者に行う病院に対するアンケート調査等を実施している場合は「1」を、実施していない場合は「0」を記入してください。

また、アンケート調査等の結果を、患者の求めに応じて提供している場合は「1」を、提供していない場合は「0」を記入してください。

※「助産所」は、「妊産婦満足度調査」になります。

◇ **公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無 …【病、診、助】**

診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する医療機関において、産科医療補償制度に加入している場合は「1」を記入してください。

産科医療補償制度に加入していない場合、又は診療科目に産婦人科、産科又は婦人科を有しない医療機関は「0」を記入してください。

◇ **医療の評価機関による認定の有無 …【病】**

各項目について認定を受けている場合は「1」を、認定を受けていない場合は「0」を記入してください。

◇ **対応可能な指定難病 …【病、診】**

各難病について、対応している場合は実績欄に「○」を記載してください。

(別紙 1)

「常勤医師等の取扱いについて」

(医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱別紙より抜粋)

1 一日平均患者数の計算における診療日数

(1) 入院患者数

- ア 通常の年は、365日である。
- イ 病院に休止した期間がある場合は、その期間を除く。

(2) 外来患者数

- ア 実外来診療日数（各科別の年間の外来診療日数で除すのではなく、病院の実外来診療日数で除すこと。）
- イ 土曜・日曜日なども通常の外来診療体制をとっている場合は、当該診療日数に加える。
- ウ 病院に定期的な休診日がある場合は、その日数を除く。
- エ 土曜・日曜日など通常の外来診療体制をとっていない場合で、救急の輪番制などで臨時に患者を診察する場合は、診療日数には加えない。

2 標準数の算定に当たっての特例

算定期間内に病床数の増減があった病院については、医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査の直近 3 ヶ月の患者数で算定するものとする。

ただし、変更後 3 ヶ月を経過していない場合は、通常のとおりする。

※ 医療法施行規則は、前年度平均としているが、医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査の目的から、検査日以降の診療体制についても担保する必要があるための特例措置である。

3 常勤の定義と長期休暇者の扱い

(1) 常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。

- ア 病院で定めた医師の勤務時間は、就業規則などで確認すること。
- イ 通常の休暇、出張、外勤などであっても、全てを勤務する医師に該当するのは当然である。

(2) 病院で定めた医師等の 1 週間の勤務時間が 3 2 時間未満の場合は、3 2 時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。

(3) 検査日現在で、当該病院に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者(3 ヶ月を超える者。予定者を含む。)については、理由の如何を問わず医師等の算定には加えない。

ただし、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号、以下「労働基準法」という。)で取得が認められている産前・産後休業(産前 6 週間・産後 8 週間・計 14 週間)を取得している者については、長期にわたって勤務しない者には該当しない取扱いとする。

なお、当該医師が労働基準法で定める期間以上に産前・産後休業を取得する場合には、取得する(予定を含む。)休業期間から労働基準法で取得が認められている産前・産後休業の期間を除いた期間が 3 ヶ月を超えるときに長期にわたって勤務していない者に該当するものとする。

4 非常勤医師の常勤換算

(1) 原則として、非常勤医師については、1 週間の当該病院の医師の通常勤務時間により換算して計算するものとする。ただし、1 週間の当該病院の医師の通常勤務時間が 3 2 時間未満と定められている場合は、換算する分母は 3 2 時間とする。

なお、非常勤医師の勤務時間が 1 週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。

[例]

通常勤務時間が 40 時間と規定されている病院で、1 ヶ月に第 2・4 月曜日で合計 16 時間勤務する者
 $16 \text{ 時間} (1 \text{ ヶ月あたり}) \div 4 \text{ 週間} (1 \text{ ヶ月あたり}) = 4 \text{ 時間} (1 \text{ 週間あたり})$
 $4 \text{ 時間} (1 \text{ 週間あたり}) \div 40 \text{ 時間} (1 \text{ 週間あたり}) = \underline{0.1} \text{ 人} (1 \text{ 週間あたり})$

(2) 当直にあたる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師等の 1 週間の勤務時間の 2 倍とする。

ア 当直医師とは、外来診療を行っていない時間帯に入院患者の病状の急変等に対処するために病院内に拘束され待機している医師をいう。

イ オンコールなど(病院外に出ることを前提としているもの)であっても、呼び出されることが常態化している場合であって、そのことを証明する書類(出勤簿等)が病院で整理されている場合は、

その勤務時間を換算する。

ウ 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が32時間未満の場合、当該病院の当直時の常勤換算する分母は64時間とする。

- (3) 当直医師の換算後の数は、そのまま医師数に計上すること。
(4) 病院によっては、夕方から翌日の外来診療開始時間までの間で、交代制勤務などにより通常と同様の診療体制をとっている場合（一定部署を含む。例：夜間の外来診療や救命救急センターなど）もあるが、その時間にその体制に加わって勤務する非常勤医師の換算は、(1)と同様の扱いとする。

5 医師数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査における病院の医師の員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 病院に置くべき医師の員数の標準の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのまま算定する。

〔例〕 一般病床で患者数106人の場合

$$\text{算定式} \quad (106 - 52) \div 16 + 3 = 6.375 \text{人}$$

- (2) 病院における医師の員数の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのまま算定する。

- (3) (2)において非常勤医師が複数いる場合には、非常勤医師全員の1週間の勤務時間を積み上げた上で、当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。

その際、1週間の勤務時間が当該病院の医師の通常の勤務時間を超える非常勤医師がある場合には、その者は当該病院の医師の通常の勤務時間を勤務しているものとして計算するものとする。

また、非常勤医師の勤務時間が1ヶ月単位で定められている場合には、1ヶ月の勤務時間を4で除して得た数を1週間の勤務時間として換算するものとする。

〔例〕 常勤医師 … 5人(週36時間勤務)

非常勤医師 … (週36時間勤務により常勤換算)

A医師 … 週5.5時間 B医師 … 週8時間

C医師 … 週16時間 D医師 … 週20時間

$A + B + C + D = 49.5 \text{時間}$

$49.5 \text{時間} \div 36 \text{時間} = \underline{1.375 \text{人}}$

合計(実人員) : 5人 + 1.375人 = 6.375人

6 医師以外の医療従事者を算定する場合の端数処理

- (1) 準用

医師以外の従業者の標準数等の算定に当たっては、上記1、2、3(1)(2)(3)本文及び4を準用する。

なお、常勤換算に当たっては、通常の勤務か当直勤務かにより取扱いが異なっている。例えば、看護師などで三交代制等の場合の夜勤の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間となるが、当直の場合の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間の2倍となる。

- (2) 従業者数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査においてその員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 標準数は、個々の計算過程において小数点第2位を切り捨て、最終計算結果の小数点第1位を切り上げ、整数とする。

イ 従事者数については、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位までとする。

ウ 非常勤の他の従事者数が複数いる場合、上記換算する際の端数処理は、個人ごとに行うのではなく非常勤の他の従業者全員の換算後の数値を積み上げた後に行うこと。

ただし、1人の従業者について換算後の数値が1を超える場合は、1とする。

〔例〕 A : 0.04…、B : 0.19…、C : 1.05 ⇒ 1

$$A + B + C = 1.23… \Rightarrow \underline{1.2}$$